

経 済 産 業 省

20240321 商局第2号
令和6年3月25日

大規模小売店舗立地法運用主体

(都道府県、政令指定都市、都道府県から権限移譲された市町村) 各位

経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ
消 費 ・ 流 通 政 策 課

大規模小売店舗の駐輪場にシェアサイクルポートを設置する場合の
取扱いについて

「令和5年国家戦略特区及び構造改革特区」の提案において、大規模小売店舗立地法(以下、「法」という。)第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、シェアサイクルポートを駐輪場とみなす要望があったことを踏まえ、下記のとおり通知いたします。

記

法第5条第1項第5号、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4条及び同法施行規則第3条第1項第2号に基づき、大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、駐輪場の位置及び収容台数について、所在地の属する都道府県に届け出なければならない。

このとき、自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートは駐輪場の一形態であることから、同法施行規則第3条第1項第2号に規定する駐輪場に包含されるものであり、大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するものであれば、駐輪場の収容台数に含めても差し支えない。なお、「コミュニティサイクル」、「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている駐輪場についても同様である。

以上